

一般乗用旅客自動車運送事業 (福祉輸送事業限定) 経営許可申請の手引き

令和7年6月
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課

目次

1. 概要

①福祉輸送事業限定許可とは	P2
②旅客の範囲	P2
③運送の引受け	P3
④使用できる車両	P3
⑤運賃・料金	P4

2. 許可申請から運輸開始まで

①フローチャート	P5
②法令試験	P6
③許可後の手続き	P7

3. 申請書および審査基準等

①申請書	P8
②審査基準	P13

1. 概要

①福祉輸送事業限定許可とは

福祉輸送事業限定とは、道路運送法第4条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の許可のうち、単独での移動が困難な旅客(障がい者等)の運送に業務を限定した許可です。

一般のタクシー



福祉輸送事業許可



②旅客の範囲

福祉輸送サービスの対象となる旅客の範囲は、以下の①～⑤に掲げる者及びその付添人とする。

- ①身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- ②介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ③介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ④上記①～③に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者
- ⑤消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

③運送の引受け

運送の引受けは営業所のみで行わなければならない。
(一般のタクシーのように流し営業や客待ちができない。)



④使用できる車両

①福祉自動車

車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車。



②セダン型等の一般車両(上記①以外の車両)

※福祉輸送自動車(①)以外の車両に乗務する者は、以下の要件のいずれかを満たす必要あり

- ・介護福祉士の資格を有していること。
- ・訪問介護員の資格を有していること。
- ・居宅介助従業者の資格を有していること。



①の車両を使用する場合は、第2種運転免許のみで運送することができます！

⑤運賃・料金

ケア運賃←必須

車種区分に応じて、下記の運賃を設定する。

- ①距離制運賃: 実車走行距離に応じた運賃
初乗運賃・加算運賃・時間距離併用制運賃の3種類で構成
- ②時間制運賃: 旅客の指定した場所に到着したときから旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃
(10分単位や15分単位での設定も可能)

車種区分

- ・特定大型車: 乗車定員7名以上(身体障害者輸送車を除く)
- ・大型車: 排気量2リットルを超え、乗車定員6名以下
身体障害者輸送車は7名以上
- ・普通車: 排気量2リットル以下で、乗車定員6名以下



自動認可運賃(沖縄県本島地区)

車種	運賃等	距離制運賃		時間距離併用制 (時速10km以下の走行)	待料金	時間制運賃 (30分ごと)
		初乗 (1.75km)	加算			
特定大型	上限	750 円	284 m 100 円	1 分 45 秒 100 円	1 分 45 秒 100 円	3,300 円
	A	740 円	288 m 100 円	1 分 45 秒 100 円	1 分 45 秒 100 円	3,260 円
	B	730 円	292 m 100 円	1 分 50 秒 100 円	1 分 50 秒 100 円	3,210 円
	下限	720 円	296 m 100 円	1 分 50 秒 100 円	1 分 50 秒 100 円	3,170 円
大型	上限	650 円	291 m 100 円	1 分 45 秒 100 円	1 分 45 秒 100 円	3,100 円
	A	640 円	296 m 100 円	1 分 50 秒 100 円	1 分 50 秒 100 円	3,050 円
	下限	630 円	300 m 100 円	1 分 50 秒 100 円	1 分 50 秒 100 円	3,000 円
普通	上限	600 円	400 m 100 円	2 分 25 秒 100 円	2 分 25 秒 100 円	2,250 円
	A	590 円	407 m 100 円	2 分 30 秒 100 円	2 分 30 秒 100 円	2,210 円
	下限	580 円	414 m 100 円	2 分 30 秒 100 円	2 分 30 秒 100 円	2,180 円

自動認可運賃(沖縄県離島地区)

車種	運賃等	距離制運賃		時間距離併用制 (時速10km以下の走行)	待料金	時間制運賃 (30分ごと)
		初乗 (1.136km)	加算			
特定大型	上限	640 円	266 m 100 円	1 分 40 秒 100 円	1 分 40 秒 100 円	3,850 円
	A	630 円	270 m 100 円	1 分 40 秒 100 円	1 分 40 秒 100 円	3,790 円
	下限	620 円	275 m 100 円	1 分 40 秒 100 円	1 分 40 秒 100 円	3,730 円
	上限	600 円	303 m 100 円	1 分 50 秒 100 円	1 分 50 秒 100 円	3,400 円
大型	A	590 円	308 m 100 円	1 分 55 秒 100 円	1 分 55 秒 100 円	3,340 円
	下限	580 円	313 m 100 円	1 分 55 秒 100 円	1 分 55 秒 100 円	3,290 円
普通	上限	500 円	463 m 100 円	2 分 50 秒 100 円	2 分 50 秒 100 円	2,200 円
	A	490 円	472 m 100 円	2 分 50 秒 100 円	2 分 50 秒 100 円	2,160 円
	下限	480 円	482 m 100 円	2 分 55 秒 100 円	2 分 55 秒 100 円	2,110 円

※上表の運賃を設定する場合は、原価計算書等の提出は不要

介護運賃

訪問介護を行う場合、介護運賃を設定することができる。
金額は自由に設定可能。

民間救急運賃

患者等搬送事業者による搬送サービスにより患者の輸送を行う場合に設定することができる。
認可には、原価計算書等の提出が必要。

料金

待料金(旅客都合で車両を待機させた場合に適用)や送迎回送料金の設定が可能。
※乗降介助料など、輸送に直接関係ない料金については、認可も届出も不要。

2. 許可申請から運輸開始まで

①フローチャート

①申請準備

書類作成(P8～参照)

- ・許可申請
- ・運賃認可申請

※運賃認可申請は、許可後に提出することも可能ですが、許可申請と一緒に提出することをオススメします！

②審査

- ・法令試験(P6参照)
- ・補正

標準処理期間は**2ヶ月**
(補正に要した期間は含まれないため注意)

④運輸開始

- ・運輸開始届の提出
(運輸開始後すみやかに)



③許可後 (P7参照)

★許可書交付★

- ・登録免許税納付
- ・指導主任者の選任届
- ・事業用自動車の登録
(緑or黒ナンバー)
- ・任意保険への加入
- ・社会保険への加入(法人の場合)

該当する場合のみ

- ・運行管理者の選任届
- ・整備管理者の選任届

②法令試験

原則毎月第3水曜日に実施(年12回)

試験時間: 14:00～14:50(50分間)

※自動車六法は持込み可

(ただし、書込みや付箋がされているものは不可、インデックスは可)

●場所: 沖縄総合事務局 聴聞室兼会議室(5階)

●当日持参する書類: ①受験者の身分証明書(運転免許証等)
②残高証明書等(試験日以前1週間以内のもの)
③筆記用具

●受験対象者:

- ・法人—法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有する者であること
- ・個人—申請者本人

●試験の主な出題範囲:

- ・道路運送法、同法施行令、同法施行規則
- ・旅客自動車運送事業運輸規則
- ・旅客自動車運送事業等報告規則
- ・自動車事故報告規則
- ・道路運送車両法、同法施行令、同法施行規則
- ・一般乗用旅客自動車運送事業の許可に係る公示

(平成14年1月28日付け公示第8号、平成16年3月31日付け公示31号)



●合格基準: 出題数(30問)の**8割(24点)以上**

許可申請書を提出した翌月に受験が可能。

(例: 6月中に申請書を提出→7月の第3水曜日に受験)

③許可後の手続き ※許可書交付時にも説明します。

事業を開始するためには、
許可後に下記の手続きを終了させる必要があります。

①登録免許税の納付(30,000円)

納期が許可後から1ヶ月となっているためご注意ください。
銀行、税務署等で支払い可能です。

②指導主任者の選任届の提出

乗務員への指導等を担う、指導主任者の選任が必要です。

③事業用自動車の登録(事業用ナンバープレートの交付)

陸運事務所輸送部門(2階)で「許可書」「運賃認可書」の提示
及び、「必要事項を記載した連絡書」を提出して下さい。
交付された「連絡書」を持って、自動車の種別に対応した窓口
で車両の登録を行ってください。

登録車: 陸運事務所登録部門(1階)
軽自動車: 軽自動車検査協会

※タクシーメーターは、販売店等での取付けとなります。

④任意保険、社会保険等(必要な場合)への加入

事業用自動車に対応した任意保険(対人8000万・対物200
万以上)への加入が必要です。

また、社会保険等への加入義務がある場合は手続きが必要
となります。

【事業用自動車を5両以上使用する営業所がある場合】

⑤運行管理者選任届の提出

旅客自動車運送事業運行管理者資格者証または一般乗用旅
客自動車運送事業運行管理者資格者証を持っている者を選任
する必要があります。

⑥整備管理者選任届の提出

自動車整備士等の資格を持っている者を選任する必要があり
ます。

3. 申請書及び審査基準等

①申請書

沖縄総合事務局のHPから申請書の様式の確認をお願いいたします。

[内閣府 沖縄総合事務局 -【福祉タクシー】公示基準等・各種申請手続き](#)

事務局トップ > 運輸部 > バス・タクシー > 【福祉タクシー】公示基準等・各種申請手続き

【福祉タクシー】公示基準等・各種申請手続き

- ▶ [一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）経営許可申請の手引き](#)
- ▶ [一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて](#)
- ▶ [福祉輸送サービスに使用する事業用自動車の表示等に関する取扱い](#)
- ▶ [福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金](#)
- ▶ [一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）許可申請書](#)
- ▶ [【記入例】一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）許可申請書](#)
- ▶ [一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の運輸開始届](#)
- ▶ [一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の事業計画変更認可申請書](#)
- ▶ [一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）事業計画届出関係様式](#)
- ▶ [一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書（沖縄本島営業区域）](#)
- ▶ [一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書（沖縄本島以外の営業区域）](#)
- ▶ [運賃認可申請書・届出様式](#)
- ▶ [（参考例）運転者指導要領](#)
- ▶ [（参考例）運行管理規程](#)
- ▶ [（参考例）整備管理規定](#)

QRコード→



【記入例】を参考にしながら、作成をお願いします。
注意点については、下記★をご覧ください。

- (★1) 営業所、車庫に係る土地及び建物の使用権限を有する旨の証明書
〔 所有の場合：土地及び建物の登記簿謄本又は資産証明
借入の場合：賃貸借契約書の写し※ 〕

※借入の場合で賃貸借契約書の写しを提出できない場合

→所有者からの「使用承諾書」と所有者が確認できる書面（登記簿謄本）が必要になります！

土地・建物の使用承諾書(参考例)

使 用 承 諾 書

(使用者名) が使用する下記の(土地・建物)を一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)の(営業所・休憩仮眠施設・自動車車庫)として使用することを承諾します。

記

1. (土地・建物)の表示

所在地

地目又は構造

地積又は床面積

2. 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(※1年以上の使用権限を有することが条件となっております。)

3. 使用料 金額を記載 (※無償の場合はその旨ご記入下さい)

令和 年 月 日

承諾者(所有者)

住所

氏名

印

使用者

住所

氏名

印

(★2) 営業所・休憩仮眠施設、自動車車庫の平面図

→PCでも手書きでも作成可能です。

営業所・仮眠施設、車庫の平面図(参考例)

←営業所
休憩・仮眠施設

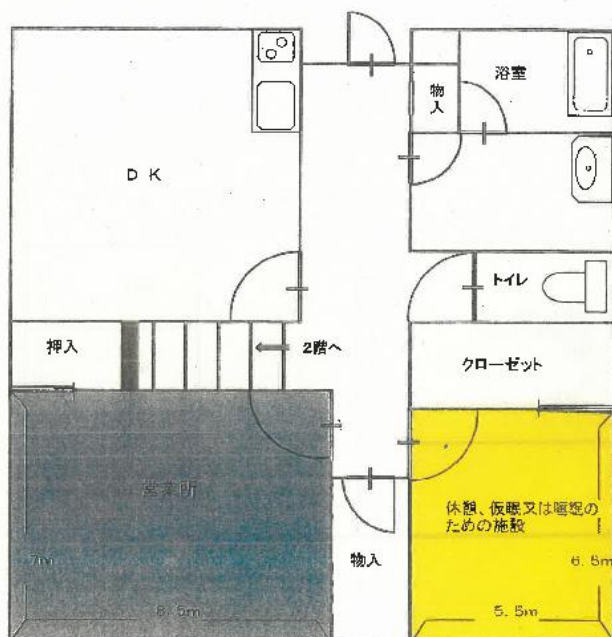
営業所・休憩、仮眠又は睡眠のための施設 平面図(例)

所在地 ○○県 ○○市 ○○区 ○-○-○

各施設の求積

営業所: $7m \times 8.5m = 59.5m^2$

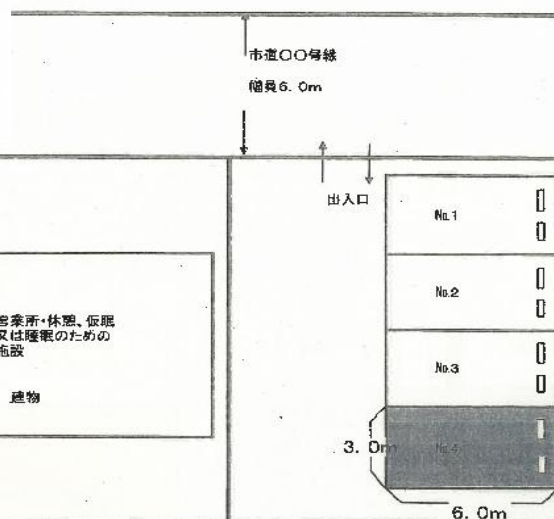
休憩、仮眠又は睡眠のための施設: $6.5m \times 5.5m = 35.75m^2$



自動車車庫 平面図(例)

○○県 ○○市 ○○区 ○-○-○ △△駐車場№4

求積: $3m \times 6m = 18m^2$



自動車車庫→

(★3)所要資金及び事業開始当初に要する資金の内訳について

(別紙様式 5)

所要資金及び事業開始当初に要する資金の内訳

項	目	所要資金額	事業開始当初に 要する資金	備	考
(イ)	車両費	(取得価格(含未払金)) (1年分のリース料)	(分割の場合頭金及び2ヶ月分の割賦金、 ただし一括払いの場合左欄と同額) (2ヶ月分のリース料)		
(ロ)	土地費	(取得価格(含未払金)) (1年分の貸借料)	(分割の場合頭金及び2ヶ月分の割賦金、 ただし一括払いの場合左欄と同額) (2ヶ月分の貸借料)		
(ハ)	建物費	(取得価格(含未払金)) (1年分の貸借料)	(分割の場合頭金及び2ヶ月分の割賦金、 ただし一括払いの場合左欄と同額) (2ヶ月分の貸借料)		
(ニ)	機械器具及び 什器備品	(取得価格(含未払金))	(左欄と同額)		
(ホ) 運 転 資 金	運送費				
	人件費	(2ヶ月分)			
	燃料油脂費	(2ヶ月分)			
	修繕費	(2ヶ月分)			
	その他経費	(2ヶ月分)			
	一般管理経費				
	人件費	(2ヶ月分)			
	その他経費	(2ヶ月分)			
	小 計	(ホ)の計	(左欄と同額)		
(ヘ) 保 険 料 等	自賠責保険料	(1年分)			
	任意保険料	(1年分)			
	自動車重量税	(1年分)			
	自動車税	(1年分)			
	環境性能割	(全 額)			
	登録免許税	(全 額)			
	小 計	(ヘ)の計	(左欄と同額)		
(ト)	その他創業費等	(全 額)	(左欄と同額)		
	合 計	(イ)～(ト)の合計	上記合計		
	50%相当額	合計の50%額	—		
	自己資金額				

運転手の人件費は、事業用自動車の運行管理等の体制(別紙様式8)の「拘束時間」と調整をお願いします。(次ページ参照)
(沖縄県の最低賃金を下回らないように注意)

保険料は、「事業用ナンバープレート」になった時の金額で算出。
(任意保険は、お見積書の添付必須)

※算出方法、内訳等を備考欄あるいは適宜別紙に記載。

・事業用自動車の運行管理等の体制（別紙様式7）

3 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に適合する勤務割及び常務割の計画

拘束時間	
1ヶ月	
1日	

<拘束時間>
人件費算出時に要調整

運転時間	
2日平均1日当り	
2週平均1週当り	
連続運転	

休息時間	
勤務と勤務の間	

・自己資金額の証明（残高証明書）

自己資金額は、「所要資金額」の50%以上、かつ、「事業開始当初に要する資金」の100%以上が必要（前ページ参照）

※自己資金額は、申請時及び処分に至るまで確保されていること

※申請日以前1週間以内の残高証明書を提出

「許可申請書」「運賃認可申請書」は、営業所を管轄する下記の事務所へ3部（正：1部 副：1部 控：1部）ご提出ください。

- 沖縄本島（宮古及び八重山圏域以外の離島を含む）
陸運事務所輸送部門 〒901-2134 沖縄県浦添市港川512-4
TEL: 098-877-5140
- 宮古圏域
宮古運輸事務所 〒906-0013 沖縄宮古島市平良字下里1037-1
TEL :0980-72-4990
- 八重山圏域
八重山運輸事務所 〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里863-15
TEL :0980-82-4772

<申請に関するお問い合わせ先>

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎5階
TEL:098-866-0031（内線:85368）

②審査基準

審査基準について沖縄総合事務局のHPで公開しておりますので、申請前に**必ず**ご確認ください。

- ・法人タクシー事業の許可等に関する審査基準【公示第8号】
- ・一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて【公示第31号】
- ・福祉輸送サービスに使用する事業用車両の表示等に関する取扱い【公示第9号】
→許可後にも改めて説明します。
- ・福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金【公示第79号】

[内閣府 沖縄総合事務局 - 【法人タクシー・ハイヤー】公示基準等・各種申請手続き](#)

[事務局トップ](#) > [運輸部](#) > [バス・タクシー](#) > [【法人タクシー・ハイヤー】公示基準等・各種申請手続き](#)

【法人タクシー・ハイヤー】公示基準等・各種申請手続き

- ▶ [法人タクシー事業の許可等に関する審査基準](#)
- ▶ [「島しょ部等における一般乗用旅客自動車運送事業の許可基準の細部取扱いについて」の廃止について](#)
- ▶ [一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（R3.11.9）](#)
- ▶ [一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について](#)
- ▶ [一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて](#)
- ▶ [事前確定運賃に関する認可申請の申請期間等について](#)



[内閣府 沖縄総合事務局 - 【福祉タクシー】公示基準等・各種申請手続き](#)

[事務局トップ](#) > [運輸部](#) > [バス・タクシー](#) > [【福祉タクシー】公示基準等・各種申請手続き](#)

【福祉タクシー】公示基準等・各種申請手続き

- ▶ [一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）経営許可申請の手引き](#)
- ▶ [一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて](#)
- ▶ [福祉輸送サービスに使用する事業用自動車の表示等に関する取扱い](#)
- ▶ [福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金](#)

